

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

2023年3月27日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒611-0021）キョウトフウジシウジオリイ 京都府宇治市宇治折居25-2

名称（フリガナ）：コウエキシャダンホウジンキョウトフチャギョウカイギシヨ 公益社団法人京都府茶業会議所

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会頭 堀井長太郎

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ujicha.or.jp/>

（3）申請者の法形式：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立された公益社団法人

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：酒類以外の飲料等類（茶葉（生のものを除く。））

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：デントウウジテンチャ 伝統宇治碾茶、Authentic Uji Tencha

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：京都府内

#### 5 農林水産物等の特性

伝統宇治碾茶の特性は以下の4点に集約される。

##### (1) 品質面での特性

芽えのある鮮緑色の外観、青海苔様とも称される濃厚な覆い香、抹茶として喫茶した際のうま味の強さといった特徴を有する点。

##### (2) 歴史的な特性

棚施設を用いた覆下茶園での栽培や手摘みによる収穫など、400年以上前に確立した栽培様式が今日まで継承されている点。

##### (3) 経済的な特性

都市部における小規模家族経営を成立せしめ、生産地における地域社会の継承に寄与する経済作物であり続けている点。

##### (4) 社会的な特性

長年にわたって生産者・流通業者・行政による内発的な活動や研究・投資活動などをもたらし、生産地における社会資本及び社会関係資本の蓄積に寄与してきた点。

#### 6 農林水産物等の生産の方法

##### (1) 栽培の方法

仕立て方：自然仕立て

被覆方法：多層被覆が可能な棚施設を用いた間接被覆

被覆資材：本簀（葦簀を広げた上に藁を葺いたもの）または寒冷紗

被覆期間：被覆開始日から摘採開始日まで連続した20日以上（一時的な被覆資材の開閉は被覆期間に含む）

##### (2) 収穫の方法

茶 期：一番茶

摘採方法：手摘み

##### (3) 加工の方法

殺青方法：蒸し

乾燥設備：碾茶炉を使用

揉 捻：揉まない

##### (4) 最終製品としての形態

「伝統宇治碾茶」の最終商品としての形態は、碾茶である。

## 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

### (1) 品質面での特性

日本国内で最も歴史がある茶に関する品評会は、一等一席に対して農林水産大臣賞が授与される「全国茶品評会」であるが、2022年に開催された全国茶品評会では、てん茶の部で1等を得た7品の審査見本のうちすべてが、生産地内で栽培されたものであった。これらのでん茶に対しては、「外観では覆いの良く効いた鮮緑色で冴えがあり、内質は原料の柔らかさを彷彿とさせ、てん茶特有の芳香と濃厚な覆い香味を兼ね備えた優れたものが揃っておりました。」との審査概評が与えられている(資料1)。

また、実需家からの聞き取りにおいては、伝統宇治碾茶の品質は、その生産の方法の特徴である 覆下栽培や一番茶に限定した手摘みといった技術的要素、および、山に囲まれた砂質土壌と気候という地理的要素によって成り立っていると評価している旨の回答が得られた(資料2)。

### (2) 歴史的な特性

ポルトガル人宣教師のジョアン・ロドリゲスが1577年に著した『日本教会史』では、生産地において、茶園の上に棚を作り、葦か藁かの蓆で茶園を覆いながら栽培する様子が記されている(資料3)。申請時点においても、天然資材だけで棚を作り、茶園を覆う栽培様式(本簀栽培)を行う生産者が現存する(資料4)ほか、生産資材は天然ではないだけで栽培原理が全く同じ様式が、伝統宇治碾茶の生産の方法として登録申請されるに至っている。

### (3) 経済的な特性

伝統宇治碾茶による専業経営が確立している地域の例として宇治市が挙げられるが、2020年農林業センサスによると、宇治市の1経営体当たりの平均栽培面積は1.05haである(資料5)。一方で、宇治市茶生産組合にヒアリングをおこなったところ、加盟農家のうち77.2%は主たる収入が農業であるとの回答が得られた(資料6)。

### (4) 社会的な特性

茶櫃や碾茶炉、寒冷紗といった現在でも欠かすことのできない生産・流通手段は、いずれも生産地の生産者や流通業者の手によって開発・普及したものである(資料7)。

また、行政機関である京都府が宇治市内に大正13年(1924年)設置した茶業研究所は、研究機関として他産地をリードする碾茶品種を確立してきたほか(資料8)、人材育成機関として生産者のみならず流通業者も受け入れるなど、技術開発・人材育成の観点で100年近く活動を積み重ねている。そしてこれらの取組みはいずれも、伝統宇治碾茶に代表される碾茶栽培という経済活動を背景としている。

## 8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

生産地における碾茶栽培の歴史は400年以上にわたるとされているが、特に近年に限定しても、昭和22年(1947年)から令和4年(2022年)までに計76回開催さ

れた全国茶品評会においては、第16回大会以降、評価の高い茶を多数出品した自治体に対して「産地賞」を授与しているが、「てん茶」の部門においては、過去61回の受賞機会のうち、59回は生産地内の自治体が受賞している（宇治市が53回、城陽市が5回、久御山町が1回）（資料9）。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会

登録商標：宇治碾茶

指定商品又は指定役務：京都府宇治市・城陽市に立地する覆下園（直掛けは除く。）で、本ずまたは寒冷紗による2重被覆が30日以上なされた自然仕立ての一番茶を手摘みし、同地域において専ら碾茶の乾燥のために設計された炉または設備で加工した碾茶のうち、特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会が管理するデータベースに登録された碾茶

商標登録の登録番号：第6205526号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日：2019年12月13日から2029年12月13日まで

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

(注10)

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：2023年3月1日

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。  
専用使用権者の氏名又は名称：  
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：申請者に同じ  
宛名：申請者に同じ  
担当者の氏名及び役職：課長補佐 深町一憲  
電話番号：0774-23-7713  
ファックス番号：0774-23-9651  
電子メールアドレス：k-fukamachi@ujicha.or.jp

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
  - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
  - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
  - (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類  
書類名（注11）：
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類  
書類名（注11）：
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等  
書類名（注11）：
- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文